

# 持続可能開発目標達成支援事業

## 公募要領

### 公募期間

令和2年2月12日（水）～3月3日（火）正午



国際部  
令和2年2月

## 研究提案に当たっての注意点

### 1. 応募方法について

研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

e-Rad の利用に当たっては、研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録、研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。

詳細は、本公募要領の第 5 章を、登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトをご参照ください。**e-Rad での応募時には、応募分野を間違えないよう十分にご注意ください。**

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

受付締め切り：

令和 2 年 3 月 3 日（火）正午（日本時間）

### 2. 令和元年度の補正（補助金）事業であることについて

「持続可能開発目標達成支援事業」（以下「本事業」といいます。）は、我が国の科学技術イノベーションを活用して「開発途上国」（以下「途上国」といいます。）での SDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進することを目的として、「持続可能開発目標達成支援事業費補助金」（以下「本補助金」といいます。）によって行われる事業です。

本補助金の取扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」といいます。）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」といいます。）に定めるもののほか、文部科学省の補助金交付要綱の定めるところによります。

### 3. 研究提案を公募する分野の概要

今回の公募においては、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野の 3 分野で、研究課題の規模や実証フェーズに応じて A タイプおよび B タイプの 2 タイプについて研究提案を公募します。

A タイプでは、途上国等との国際共同研究の研究成果を用いた実証試験等を行うことで研究成果の社会実装に向けた障壁緩和を目指す研究課題を対象とします。

B タイプでは、国際共同研究の研究成果を社会実装につなげるための小規模な実証試験（FS：フィ

ージビリティスタディ)を行うことで、社会実装を実現する上で解決が必要な課題を明らかにすることを旨とする研究課題を対象とします。

AタイプおよびBタイプいずれについても、国際共同研究に関する実績があり、社会実装につながるが見込まれる研究成果が生まれていることが前提となります。

支援タイプ	Aタイプ	Bタイプ
目的	途上国等と国際共同研究の研究成果を用いた実証試験等を行うことで研究成果の社会実装に向けた障壁緩和を目指す。	国際共同研究の研究成果を社会実装につなげるための小規模な実証試験(FS: フィージビリティスタディ)(※1)を行うことで、社会実装を実現する上で解決が必要な課題を明らかにすることを旨とする。
課題提案者	国内の研究機関に所属する研究者	
公募分野	環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野	
研究開発期間	契約日から契約日の属する年度末(3月31日)まで	
研究開発費 (間接経費を含む)	9,000万円以下	3,000万円以下
応募の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題提案者に、途上国等と相手国側のニーズに基づいた国際共同研究を実施した経験および社会実装につなげるべき研究成果があること。</li> <li>・今回提案する実証試験を企画するにあたり、既に小規模な実証試験(FS)を実施した実績があること。</li> <li>・実証試験等を途上国で実施する必要があること。</li> <li>・途上国における協力機関から本提案実施にかかる協力について内諾(※2)を得ている、あるいは一定の調整がなされていること。</li> <li>・研究チームの中に国際コーディネーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題提案者に、相手国側のニーズに基づいた国際共同研究を実施した経験および社会実装につなげるべき研究成果があること。</li> <li>・FSを途上国で実施する必要があること。</li> <li>・途上国における協力機関から本提案実施にかかる協力について内諾(※2)を得ている、あるいは一定の調整がなされていること。</li> <li>・研究チームの中に国際コーディネーター(※3)が配置されていること(推奨)。</li> </ul>

	ター（※3）が配置されていること。	
--	-------------------	--

※1：本事業におけるフィージビリティスタディとは、実証試験等の初期段階において、社会実装を実現する上で解決が必要な課題を明らかにするために行う調査等を指し、例えば、水質・地質調査、生物の動態調査、気候データの収集、アンケート調査、国・土壌・気候特性別の利活用シナリオの作成などが想定されます。

※2：各タイプにおける提案時の様式「様式2 研究課題構想」の「相手国の協力機関の準備状況」欄に、相手国側の内諾、調整等の状況を具体的に記載ください。

※3：国際コーディネーターは、在外研究員（日本側研究者）の派遣および外国人研究員（相手国側研究者）の受け入れに関する相手国機関との事務的なやりとりや諸手続き、機材の現地調達にかかる連絡調整等を行う人員です。研究活動そのものには従事しませんが、研究代表機関の研究者や共同研究者とともに日本側研究チームの一員として、課題の円滑かつ適正な実施のために、研究代表者をはじめほかのメンバーと十分な情報共有を行うことが求められます。なお、研究代表者が国際コーディネーターを兼務することも可能です。

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募に当たって</b> .....	<b>7</b>
1.1 持続可能開発目標達成支援事業について .....	7
1.1.1 施策の目的 .....	7
1.1.2 施策の概要 .....	7
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	13
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	13
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	14
1.2.3 公正な研究活動を目指して .....	15
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて .....	16
<b>第 2 章 公募・選考</b> .....	<b>18</b>
2.1 公募の対象となる分野及び課題等 .....	18
2.2 公募期間・選考スケジュール .....	18
2.3 研究期間 .....	20
2.4 研究費 .....	20
2.5 採択予定課題数 .....	20
2.6 応募要件 .....	21
2.6.1 研究代表者（応募者） .....	21
2.6.2 研究参加者および研究参画機関 .....	21
2.7 応募方法 .....	22
2.8 選考方法 .....	22
2.8.1 事前評価の方法 .....	22
2.8.2 選考の流れ .....	23
2.8.3 利益相反マネジメントの実施 .....	23
2.9 審査項目および留意事項 .....	26
2.9.1 審査項目および観点 .....	26
2.9.2 留意事項 .....	26
<b>第 3 章 JST による採択後の研究推進等について</b> .....	<b>28</b>
3.1 研究計画の作成 .....	28

3.2 委託研究契約と知的財産の帰属 .....	28
3.3 JST 委託研究費 .....	29
3.3.1 研究費（直接経費） .....	29
3.3.2 間接経費.....	30
3.4 評価(研究開始後) .....	30
3.5 採択された後の研究代表者等の責務等 .....	30
3.6 採択された後の研究機関等の責務等 .....	31
3.7 その他留意事項.....	34
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度.....	34

## **第 4 章 応募に際しての注意事項 .....** **35**

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	35
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	36
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 .....	39
4.4 不正使用及び不正受給への対応 .....	39
4.5 他の競争的資金制度等で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	41
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	41
4.7 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について .....	41
4.8 府省共通経費取扱区分表について.....	42
4.9 費目間流用について .....	42
4.10 年度末までの研究期間の確保について .....	42
4.11 研究設備・機器の共用促進について .....	42
4.12 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	44
4.13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について .....	44
4.14 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	45
4.15 社会との対話・協働の推進について .....	46
4.16 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について .....	47
4.17 その他の関連法令など研究を進める上での注意事項 .....	48
4.17.1 遺伝資源の取得・利用 について.....	48
4.17.2 研究者の安全に対する責任.....	48
4.17.3 生命倫理及び安全の確保.....	49
4.17.4 人権及び利益の保護 .....	49

4.17.5 社会的・利益的配慮 .....	49
4.17.6 研究成果の軍事転用の禁止 .....	50
4.18 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ...	51
4.19 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	52
4.20 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	55
4.21 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	55
4.22 e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	56
4.23 研究者情報の researchmap への登録について .....	56
4.24 JST からの特許出願について .....	56
<b>第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>58</b>
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	58
5.2 e-Rad を利用した応募方法 .....	58
5.3 その他 .....	60
<b>Q&amp;A・お問合せ .....</b>	<b>63</b>
1. 事業の目的・趣旨に関する Q&A .....	63
2. JST が担当する業務に対する Q&A（主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A） .....	64
<b>別添 1 持続可能開発目標達成支援事業の対象国 .....</b>	<b>68</b>
<b>別添 2 研究提案書類様式の記入要領 .....</b>	<b>69</b>

## 第 1 章 研究提案公募に当たって

### 1.1 持続可能開発目標達成支援事業について

#### 1.1.1 施策の目的

持続可能開発目標達成支援事業（以下「本事業」といいます。）は、我が国の科学技術イノベーションを活用して途上国<sup>1</sup>での SDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進することを目的としています。途上国はイノベーションを起こす場としても注目されており、本事業を通じて協力相手国の社会課題の解決に取り組むことで、持続可能な開発を促進しつつ、我が国と相手国との良好な協力関係の構築に貢献することが期待されます。

#### 1.1.2 施策の概要

##### （1）本事業の背景

途上国における SDGs 達成に向けて、規制や社会受容等の「壁」により実用化のステップに進めていない我が国の科学技術の研究成果について、現地での実証試験等を実施することにより成果の社会実装<sup>2</sup>を促進することが求められています。実証試験等の実施にあたり、相手国政府やステークホルダーとの調整等を担う人材が参画することで、実装に向けた障壁の緩和を目指します。

##### （2）本事業の政策的位置づけ

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）では、我が国の科学技術のポテンシャルを気候変動、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症などの地球規模課題への対応や、途上国の生活の質の向上等に積極的に生かし、世界の持続的発展に主体的に貢献することが謳われています。

このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進するとともに、得られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。国連では平成 27 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのよ

---

<sup>1</sup> 本事業における対象国は、別添 1 をご確認ください。

<sup>2</sup> 社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されるなどにより、社会や経済に便益をもたらすこと。



り包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>3</sup>を中核とする成果文書「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development」が採択されました。

また、統合イノベーション戦略 2019（令和元年 6 月閣議決定）では、「SDGs 達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）の推進」が具体的施策として掲げられています。そして、SDGs の達成に資する我が国の STI シーズ等の知的資産を国際的に展開し、世界の SDGs の達成に貢献することが求められている、とされています。

これを踏まえ、本事業では、途上国等における STI for SDGs を促進し、SDGs に積極的に対応して国際社会に貢献していく方針です。

このほか、途上国との科学技術協力においては、これまでの援助型の協力から脱却し、社会的に包摂的で持続的なイノベーション（インクルーシブ・イノベーション<sup>4</sup>）創出の枠組みを戦略的に確立し、各国との間でより対等なパートナーシップを形成することが重要です。加えて、国際的な人材のネットワークを強化していくことが重要であり、途上国との科学技術協力において、相手国政府、大学、公的研究機関、資金配分機関、企業等との連携を進め、相手国における若手研究者や産業人材の育成を図ることでインクルーシブ・イノベーションを推進する仕組みの構築を行うことが必要です。

さらに、同基本計画には、科学技術イノベーションの基盤強化には、新たな知識や価値を生み出す高度人材やイノベーション創出を加速する多様な人材を育成・確保するとともに、一人ひとりが能力と意欲に応じて適材適所で最大限活躍できる環境を整備することが謳われています。国際共同研究をつうじて、グローバル化に対応した我が国の人材育成にもつながることが期待されています。

また、同基本計画の推進に当たって重要な事項として、産学官の連携が挙げられます。同基本計画には、科学技術イノベーションを効果的に進めて行くためには、大学、公的研究機関、企業といった科学技術イノベーション活動の多様な実行主体の機能強化に向けた取組の充実と、産学官のパートナーシップの拡大が鍵となることが記されています。

---

<sup>3</sup> SDGs : Sustainable Development Goals

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

<sup>4</sup> インクルーシブ・イノベーション：本事業においては、特に途上国のポテンシャルに着目し、イノベーションのプロセスに途上国の人々を巻き込むこと。

(3) 本事業の仕組み

本事業では、図 1 にあるように国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が文部科学省からの補助金を受け、途上国における SDGs 達成に向けて、規制や社会受容等の「壁」により、実用化のステップに進めていない我が国の科学技術の研究成果について、現地での実証試験等を実施することにより、社会実装の促進を目指す本邦の研究機関等を支援するものです。実証試験等の実施にあたり、相手国政府やステークホルダーとの調整等を担う人材（以下「国際コーディネーター<sup>5</sup>」という。）が参画する体制を組むことで、実装に向けた障壁緩和を目指し、我が国発の研究成果等の海外展開を促進します。

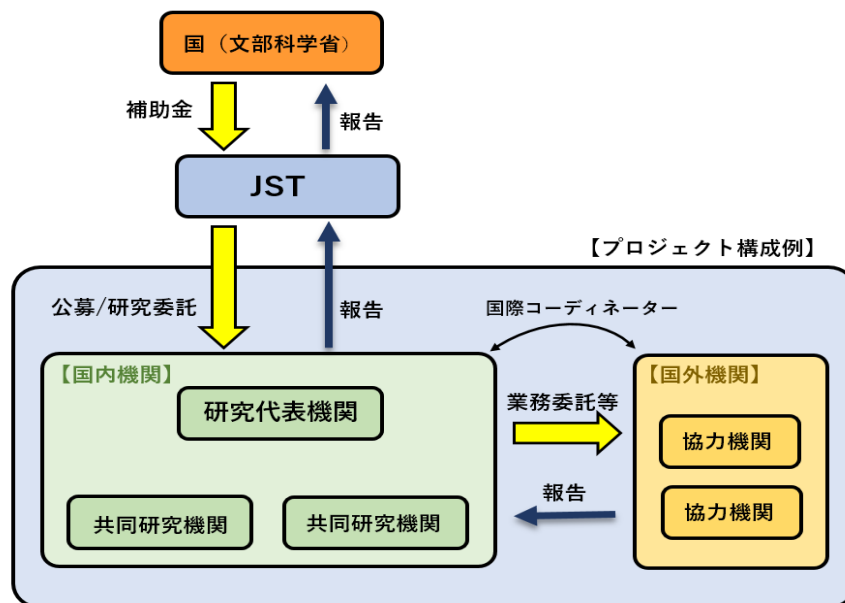


図 1 持続可能開発目標達成支援事業の実施体制

(4) 本プログラムの主な流れ

(i) 研究分野設定、提案募集

途上国における SDGs の達成に向けて、プログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括（PD：プログラムディレクター）を配置し、研究分野における研究推進のとりまとめを行う研究主幹（PO：プログラムオフィサー）を JST が定めます。

<sup>5</sup> 国際コーディネーターは、在外研究員（日本側研究者）の派遣および外国人研究員（相手国側研究者）の受け入れに関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、機材の現地調達にかかる連絡調整等を行う人員です。研究活動そのものには従事しませんが、研究代表機関の研究者や共同研究者とともに日本側研究チームの一員として、課題の円滑かつ適正な実施のために、研究代表者をはじめほかのメンバーと十分な情報共有を行うことが求められます。なお、研究代表者が国際コーディネーターを兼務することも可能です。

a. 運営統括（PD：プログラムディレクター）

本プログラムの運営全体の取りまとめ責任者であり、本プログラム全体の推進方針決定、研究分野間の調整、採択課題の決定、各研究課題マネジメントにおける重要事項の審議を行う推進委員会の委員長を務めます。

なお、推進委員会は運営統括・研究主幹から構成されます。

b. 研究主幹（PO:プログラムオフィサー）

研究分野の研究推進の取りまとめ責任者であり、採択課題候補を決定する評価委員会（推進委員会の分科会）を構成し、本委員会では主査又は一委員となります。採択課題決定後は、各研究課題の研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて担当する研究分野の研究マネジメントを行います。

JST では国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に研究提案の公募を実施し、研究主幹及び外部の有識者で構成される評価委員会にて研究課題を選定します。

研究代表者は JST への研究課題の応募に当たって、相手国側研究者や関係省庁等のステークホルダーと十分に調整してください。

(ii) JST における研究課題の採択

JST による課題の選考や実施されるプロセスは、図 2 のとおりです。

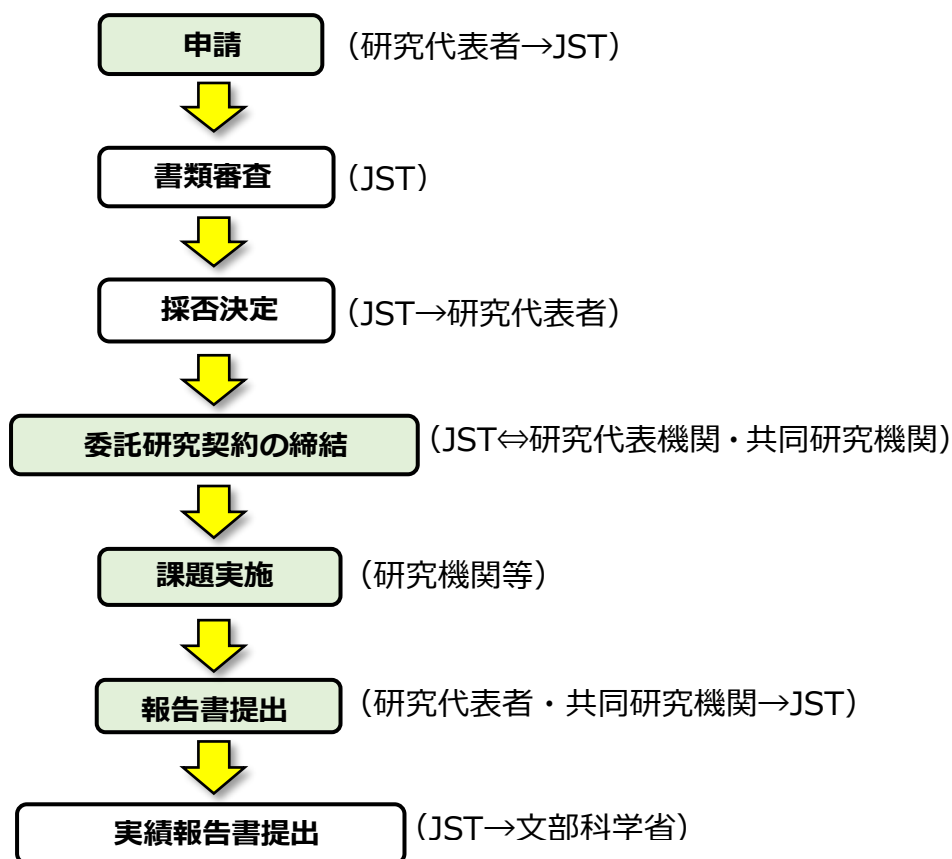


図 2 本事業における選考から終了までの流れ

(iii) 事業の実施

研究課題を実施するに当たっては、研究代表者および研究参加者には、JST との契約（委託研究契約）に基づき活動いただくこととなります。研究代表者および研究代表機関には、研究課題・プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。

○ 本事業に関連する主な科学技術政策および参照先は、以下のとおりです。

「科学技術外交の強化に向けて」（平成 20 年 5 月 19 日、総合科学技術会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf>

「科学技術外交戦略タスクフォース 報告書」（平成 22 年 2 月、総合科学技術会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryo1-1.pdf>

「未来への提言 科学技術イノベーションの「橋を架ける力」でグローバル課題の解決を  
SDGs 実施に向けた科学技術外交の 4 つのアクション」

(平成 29 年 5 月 12 日、科学技術外交推進会議)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000255800.pdf>

「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日、閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

「統合イノベーション戦略 2019」(令和元年 6 月 21 日、閣議決定)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf)

「持続可能な開発目標 (SDGs)」(平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット)

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日、SDGs 推進本部決定)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000252818.pdf>

「海洋基本計画」(平成 30 年 5 月 15 日、閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03.pdf>

「宇宙基本計画」(平成 28 年 4 月 1 日、閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/space/plan/plan3/plan3.pdf>

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！**

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



### 1.2.2 ダイバーシティの推進について

#### JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 瀧口 道成

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

#### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。



1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

#### 1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などをつうじ、原則として公開していただきます。

また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

○オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

○オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf)

## 第 1 章 研究提案公募に当たって

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

## 第 2 章 公募・選考

### 2.1 公募の対象となる分野及び課題等

提案者は研究提案公募に対して、研究代表者として研究課題の提案を 1 件のみ行うことができます。

<研究課題公募する研究課題と分野一覧>

支援タイプ・目的	公募分野	研究開発期間	研究開発費 (間接経費を含む)
A タイプ 途上国等と国際共同研究の研究成果を用いた実証試験等を行うことで研究成果の社会実装に向けた障壁緩和を目指す。	環境・エネルギー分野	契約日から契約日の属する年度末（3月31日）まで	9,000 万円以下
	生物資源分野		
	防災分野		
B タイプ 国際共同研究の研究成果を社会実装につなげるための小規模な実証試験（FS）を行うことで、社会実装を実現する上で解決が必要な課題を明らかにすることを旨とする。	環境・エネルギー分野		3,000 万円以下
	生物資源分野		
	防災分野		

なお、SICORP、SATREPS で生まれた研究成果を用いた提案は可能ですが、現在 SICORP、SATREPS 等で実施中の課題と同一の内容を実施することはできません。

### 2.2 公募期間・選考スケジュール

公募・選考スケジュールは以下のとおりです。

公募開始日、受付締切日は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。詳細な日程は本事業のウェブサイトに掲載しますので、適宜ご参照ください。

持続可能開発目標達成支援事業の公募に関するウェブサイト

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

公募開始	令和 2 年 2 月 12 日 (火)
<b>研究提案締切</b>	<b>令和 2 年 3 月 3 日 (火) 正午 (日本時間)【厳守】</b>
書類選考期間	令和 2 年 3 月中旬
決定・通知	令和 2 年 3 月下旬
プロジェクト開始	令和 2 年 4 月以降

### 2.3 研究期間

研究期間は 2020 年 4 月から 2021 年 3 月の 1 年間とします。

### 2.4 研究費

本事業では、日本国内外で必要な研究費（A タイプ 9,000 万円以下、B タイプ 3,000 万円以下）について JST が委託研究費として支援します。

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%を上限とする)を加え、委託研究費として機関に支払います。

また、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。

JST 委託研究費の執行に関する詳細は、下記ウェブサイト内の「令和元年度版 委託研究契約事務処理説明書 共通版」を参照ください。なお、令和 2 年度版は 4 月に公開予定です。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019a301manua.pdf> (大学等)

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019c301manua.pdf> (企業等)

上記「共通版」との取扱いの違いや事業固有のルールを掲載した「補完版」は、下記ウェブサイト内に 2 月下旬に公開予定です。

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

### 2.5 採択予定課題数

採択課題数は、10～20 課題程度を予定しています。

なお、提案していただく研究計画および研究費執行計画を査定し、調整した上で採択課題を決定させていただきます予定です。

## 2.6 応募要件

### 2.6.1 研究代表者（応募者）

- 国内の研究機関<sup>6</sup>に所属し、当該課題の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで実証試験等に従事できることが研究代表者（応募者）の要件です。
- 研究代表者自身が国内および相手国側の研究者等との調整を踏まえ、研究提案書を作成してください。

### 2.6.2 研究参加者および研究参画機関

- JST と委託研究契約を結ぶ研究機関に所属していない研究者を参加させる場合、適切な書面を取り交わすなどの措置が必要です。
- 社会実装を加速する上で必要であれば、日本国内の研究機関を参画機関に含めることが可能ですが、JST と個別に委託研究契約を結ぶ必要があります。  
また、研究代表機関は日本国外の研究機関に対し、所属する研究機関の規定に沿って、適切な契約等を結ぶ必要があります。
- 企業等が研究代表機関となり提案を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは Q&A をご参照ください。

---

<sup>6</sup> 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立私立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

## 2.7 応募方法

令和元年度の研究提案書類の様式は以下表 2 のとおりです。この一覧の様式を以下のウェブサイトよりダウンロードし各自記載の上、e-Rad によりご提出ください。

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

**e-Rad での提出の際は、応募分野に間違いのないように十分ご注意ください。**

**提案書類様式は A タイプ、B タイプで異なりますのでご注意ください。**

### <A タイプ>

様式 1	提案書
様式 2	研究課題構想
様式 3	日本側研究実施体制
様式 4	他制度での助成等の有無
様式 5	研究費計画

表 2 -A 研究提案書類の様式一覧

\*必要に応じ PDF 等のフォーマットを用い、1 つの電子ファイルにまとめて e-Rad によりご提出ください。様式 2 内の成果目標シートについての作成要領もご参照ください

### <B タイプ>

様式 1	提案書
様式 2	研究課題構想
様式 3	日本側研究実施体制
様式 4	他制度での助成等の有無
様式 5	研究費計画

表 2 -B 研究提案書類の様式一覧

\*必要に応じ PDF 等のフォーマットを用い、1 つの電子ファイルにまとめて e-Rad によりご提出ください。

## 2.8 選考方法

### 2.8.1 事前評価の方法

応募があった研究提案書類について、JST が選任した外部有識者で構成される評価委員会（推進

委員会の分科会)が、審査項目および観点から書類審査(査読審査)を行います。

なお、研究提案書類や書類審査結果を必要に応じて、JST から文部科学省に提供することをあらかじめご了承ください。

### 2.8.2 選考の流れ

公募の終了後、速やかに評価委員会(推進委員会の分科会)による事前評価(審査)を行い、必要に応じて研究課題構想や研究費計画等について調整させていただきます。その調整を踏まえて最終的な採択課題を選定し、JST 内の手続きを経て申請者へ採否通知を行うとともに、採択課題についてはウェブサイト上で公表します。

### 2.8.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価および研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究代表者等と親族関係にある者。
- b. 研究代表者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一の部署に所属している者。
- c. 研究代表者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での研究分担者など、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究代表者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究代表者等の課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

#### (2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が研究代表機関と異なる「研究代表者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して再委託等により JST から研究資金を配分することは、



研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。

なお、a および b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から推進委員会にて審議します。

そのため、「研究代表者に関する機関」を参画機関とする場合、提案書にて「研究代表者に関する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

### (3) JST の利益相反マネジメント

「JST が出資している企業」（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。したがって、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について推進委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性および透明性を担保するために実施するものであり、

JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 2.9 審査項目および留意事項

### 2.9.1 審査項目および観点

- 【SDGs への貢献】途上国での SDGs 達成に貢献しうる研究課題であること。
- 【研究実績】途上国等と相手国側のニーズに基づいた国際共同研究の実績があり、社会実装につながりうる成果が生じているとともに、相手国の協力機関等と当該成果にかかる実証試験等を円滑に実施できる関係が構築できていること。
- 【研究計画の妥当性】研究開発（実証試験等）の実施計画が具体的であること。  
また、実証試験等を推進する上で、コストパフォーマンスも含めた適切な研究計画（資金計画も含む）があること。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であること。
- 【国際コーディネーターの役割】A タイプにおいては、研究計画に役割を明確にした「国際コーディネーター」が位置付けられていること。B タイプにおいても「国際コーディネーター」を研究計画に位置付けることを推奨します。「国際コーディネーター」については 9 ページの脚注を参照ください。
- 【社会実装の計画と実現可能性】研究開発の成果を利用した将来的な社会実装の計画（内容、時期、体制、手段と実現の目途）があること。これまでの研究実績をふまえ、より具体的で実現可能性のある計画が示されていること。また、社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国側公的機関等の参画を検討すること。
- 【科学技術的価値】研究開発課題の推進により、わが国をはじめとした科学技術イノベーションに貢献する可能性があること。
- 【日本のメリット】日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれること。

### 2.9.2 留意事項

- 研究代表者がプロジェクトにおける研究チームの総括責任者として実証試験等を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ、信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるかどうか、選考で考慮されることがあります。
- 公的機関からの支援に基づく途上国との国際共同研究実績の有無について考慮します。
- 政府開発援助実施機関（JICA 等）等と連携した具体的な実施計画があれば様式にご記載ください。
- 相手国内の活動地域における治安状況、情勢によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。

- 研究期間終了後の成果の担い手がプロジェクトに参画することにより、成果の社会実装への計画がより確かなものとなります。また、科学技術イノベーションを効率的に進めるためにも産学官のパートナーシップの拡大が重要です。これらの観点から、研究開発や社会実装の担い手となる企業等と連携（産学官連携<sup>7</sup>）をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については様式へ連携構想を具体的にご記入ください。
- 必要に応じて、企業等に関する財務等審査も行います。
- ダイバーシティの一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。
- 研究成果を行政サービスに反映させることなどを社会実装として位置付ける研究提案には、相手国の政策やニーズを踏まえ、相手国の行政機関等の組織も含めることが期待されます。
- プロジェクト実施期間中に相手国の協力機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、協力終了後も研究開発を持続し社会実装を目指す体制や能力を強化すること、もしくは、社会還元のために BOP(Base of Pyramid)ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動や NGO やボランティアなど草の根の開発活動と連携することが期待されます。
- 地域ごとの特性を生かした研究の戦略として、過去に日本の ODA 等で整備された当該地域の優れた研究拠点（研究機関、大学等）の活用が期待されます。
- 必要に応じて、研究代表者に対するヒアリング審査を追加で実施することがあります。

---

<sup>7</sup> 本事業において、“産”として参加する機関としては、日本国内に法人格を有する企業等を指します。

## 第 3 章 JST による採択後の研究推進等について

### 3.1 研究計画の作成

- a. 採択課題の確定後、研究代表者は採択条件（実施内容や予算計画等）を反映した研究計画書を作成します。研究計画には、研究費の予算計画や研究チーム構成および実証試験等の計画を含みます。
- b. 研究計画書は、研究主幹の調整、確認を経て決定します。研究主幹は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指導を行います。なお、研究計画の大幅な変更等の重要な決定事項については、推進委員会の審議を経ることが必要となる場合があります。
- c. 研究主幹は、SDGs の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定に当たって、研究課題間の調整を行う場合があります。

### 3.2 委託研究契約と知的財産の帰属

- a. JST と委託研究契約を締結する研究機関（研究代表機関、共同研究機関）は、JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って適正に実施する義務があります。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。詳しくは、「3.5 採択された後の研究代表者等の責務等」（30 ページ）をご参照ください。
- c. 国公立研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該研究機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施ください。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合は、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全部又は一部の返還等の措置を講じる場合があります。
- d. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

### 3.3 JST 委託研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%を上限とする）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

#### 3.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究代表者等を除く）の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.11 研究設備・機器の共用促進について」（42 ページ）をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※2）

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。「委託研究契約事務処理説明書 共通版」との取扱いの違いや事業固有のルールを掲載した「補完版」は下記ウェブサイトにて 2 月下旬に公開予定です。

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）でも、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。なお、令和 2 年版は 4 月に公開予定です。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019a301manua.pdf>（大学等）

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019c301manua.pdf>（企業等）

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 3.4 評価(研究開始後)

JST は研究期間終了前後に課題の事後評価（終了時評価）を実施します。事後評価は、研究終了時に提出いただく実施報告書等に基づき行います。評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。

### 3.5 採択された後の研究代表者等の責務等

研究代表者等には以下の責務が生じます。

#### (1) 研究の推進および管理

- a. 研究代表者は、本事業実施期間をつうじ、実証試験等研究課題全体の責務を負っていただきます。研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であることが必須です。本事業では、国内外の他の研究参画機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内外で研究チームを編成した上で、相手国の協力機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。
- b. JST に対する活動報告、JST が実施する評価や調査等への対応、事業契約の適切な執行管理とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- c. 研究や投入計画の立案とその実施に関することをはじめ、国内外で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、研究者の派遣および国内外に設置する機材の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや日本国内外の若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。
- d. 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。

- e. 国費による研究であることから委託研究費の適切な執行・管理が求められます。知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- f. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
- g. 実証試験や国際共同研究等であることを踏まえ、相手国の協力機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- h. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムへの参加および研究成果の発表等に協力いただきます。

## (2) 研究契約等の遵守

JST との委託研究契約および JST の諸規定等を遵守していただきます。

### 3.6 採択された後の研究機関等の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 本事業の委託研究契約書の雛型は、2月下旬に公開予定です。以下の URL をご参照ください。

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

- b. 研究機関において研究を実施する体制を確保する必要があります。また、所属機関長は研究実施期間中、研究代表者の身分等について最大限配慮してください。（所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。）
- c. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要が



あります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.18（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（51 ページ））。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

- d. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.19（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（52 ページ））。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

- e. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 c.d.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- f. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- g. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要があるほか、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- h. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- i. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。また、JST の中長期目標

期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、JST が研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- j. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- k. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画し、かつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- l. 共同研究・業務委託等により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の遺伝資源<sup>8</sup>等へのアクセス・持ち出し等について定めてください。また、遺伝資源等の相手国の情報や資料、サンプルへのアクセスおよびそれらの持ち出し・持ち込みについては、国際ルールとともに相手国内法も遵守してください。
- m. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

---

<sup>8</sup>遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材(遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材)を対象とし(生物多様性条約 第 2 条)、地球上のほぼすべての動植物や微生物が遺伝資源に含まれます。

### 3.7 その他留意事項

#### 3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 25 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

## 第 4 章 応募に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

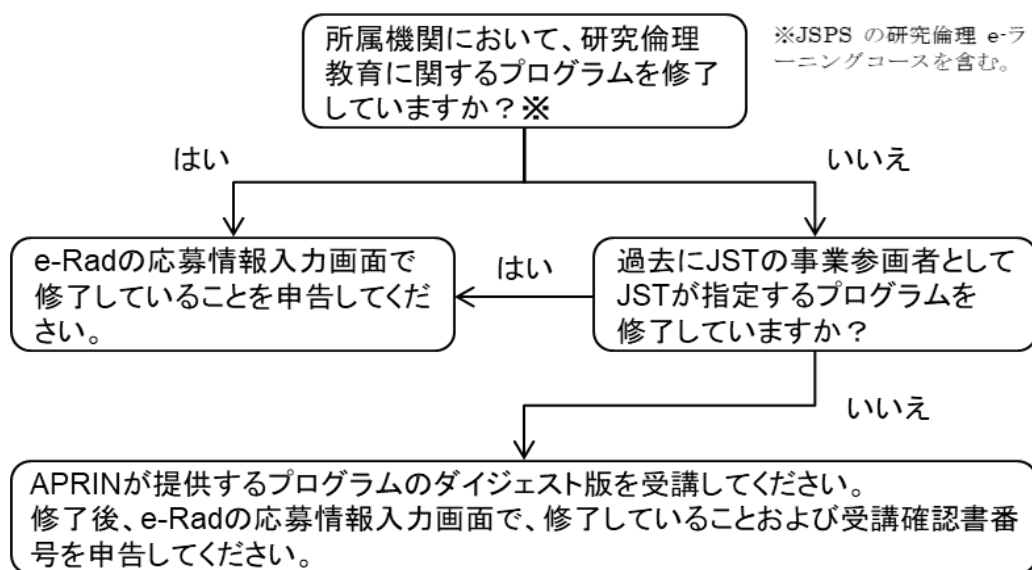
E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部

E-mail : [sdgs2020@jst.go.jp](mailto:sdgs2020@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

#### 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

##### ○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金及び提案公募型研究資金 (以下「競争的資金等」といいます。)) が配分される研究の名称およびその内容をとといいます。)) に対して、国又は独立行政法人 (国立研究開発法人含む。)) の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決

定の取消し、または経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

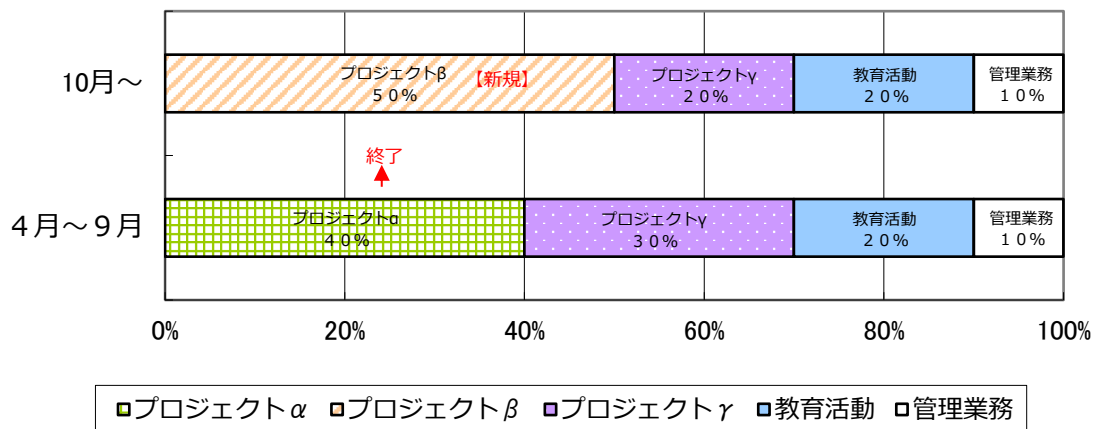
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などをつうじて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

**4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況**

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

**4.4 不正使用及び不正受給への対応**

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請および参加<sup>※1</sup> 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup> に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請および参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請および参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。



※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用および不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者およびそれに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者およびそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請および参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者

のうち、本事業への申請および参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。

また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### 4.5 他の競争的資金制度等で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等<sup>\*</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請および参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和元年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>（競争的資金制度）

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

### 4.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施においては、関係法令・指針等を遵守することが求められます。特に、現地で雇用する場合の労働関連法、施設等を整備する場合の土地や建築に関する法令などに留意が必要です。日本もしくは現地の関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

### 4.7 間接経費に係る領収書の保管および使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してくだ

さい。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>) を参照してください。

### 4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019globals309betsu190401.pdf>

### 4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

### 4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成すること

を前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下「機器共用システム」といいます。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」  
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」  
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 競争的資金における使用ルール等の統一について  
(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

#### 4.12 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期および第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用および TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

#### 4.13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 提案書に、公的研究費により雇用する若手の博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計

画は選考の際に確認します。

- ・若手の博士研究員の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考えに基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手の博士研究員の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手の博士研究員が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

#### 4.14 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などをつうじた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### 4.15 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。

このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

#### 4.16 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)(<https://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータおよびデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 : 03-5214-8491

e-mail: [nbdc-kikaku@jst.go.jp](mailto:nbdc-kikaku@jst.go.jp)



#### 4.17 その他の関連法令など研究を進める上での注意事項

##### 4.17.1 遺伝資源の取得・利用 について

プロジェクトで研究開発を推進する上で、相手国を含め海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用 する場合には、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）および遺伝資源提供国の関連法令等を遵守するとともに、我が国で 2017 年 8 月 20 日に施行された 国内措置（ABS<sup>9</sup>指針）に適切に対処してください。相手国 における関連条約等の批准および国内法令等の整備状況に応じて、必要となる契約等の締結や許可証の取得等にも努めるとともに、日本と相手国間の遺伝資源の授受では素材移転契約（MTA）の締結をお願いします。

なお、遺伝資源の取得・利用 と利益配分、ABS 指針、生物多様性条約、ITPGR の詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム

[http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/)

財団法人バイオインダストリー協会

<https://www.mabs.jp/index.html>

環境省

<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

生物多様性条約 : Convention on Biological Diversity

<https://www.cbd.int/>

食料・農業植物遺伝資源条約 （ITPGR）

<http://www.fao.org/plant-treaty/en/>

※研究上の物品に限りません。あらゆる情報・物品の取り扱いについて、十分に注意してください。

##### 4.17.2 研究者の安全に対する責任

本事業の研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST は一切責任を負いません。海外へ渡航する際は、十分な治療救済費用保険を含む海外旅行損害保険に必ず加入するものとします。

安全衛生管理につきましては、研究機関にて、管理体制および内部規則を整備の上、労働安全衛

---

<sup>9</sup> ABS: Access and Benefit-Sharing

生法等の安全関係法令の遵守および事故防止に努めてください。

また、本委託研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JST に対して書面にて報告ください。

また、昨今の国際情勢に鑑み、在留届の提出・「たびレジ」への登録の徹底など、外務省や JICA からの情報や指導を踏まえて、研究員を始めとする事業関係者の安全対策に最大限努めてください。

なお、JICA では、下記のウェブサイトにおいて、国別安全対策措置、国別安全対策マニュアル、注意喚起情報、安全対策研修の予定を提供しています。渡航する研究者は、これら安全対策情報を事前に収集するとともに、安全対策研修を受講するようにしてください。なお、JICA 以外の機関が提供する研修等でも構いません。

JICA 国別安全対策情報

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

JICA 安全対策研修

<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

### 4.17.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省：生命倫理・安全に対する取組

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省：厚生労働科学研究に関する指針

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

### 4.17.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### 4.17.5 社会的・利益的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上および実施の過程で、国内外において容認されがたいと

認められるものについては、選考の段階で不採択となります。

また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還および事実の公表の措置等を取ることがあります。

### 4.17.6 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究等から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

#### 4.18 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

##### (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

##### (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備することおよびその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出する場合は、今回新たに提出する必要はありません。

また、研究活動を行わない機関および研究活動は行うが、文部科学省および文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に

係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### 4.19 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募および研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)※<sup>1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省および文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※<sup>1</sup>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチ

ェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文科科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

また、研究活動を行わない機関および研究活動は行わないが、文科科学省および文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請および参加資格の制限措置を講じます。

また、申請および参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省および文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省および他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請および参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等および基盤的経費で申請および参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人および文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請および参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請および参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。

また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### 4.20 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

#### 4.21 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている



情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

### 4.22 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI および関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

e-Rad については「第 6 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」もご参照ください。

### 4.23 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。

また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

### 4.24 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様

式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

## 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

### 5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

### 5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、研究提案募集ウェブサイトに掲載する「付録 e-Rad マニュアル（本事業提案者用補足資料）」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### （1）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者および事務分担者用マニュアルを参照してください。

## （2）e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

### <注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 国際部公募選考担当（連絡先は巻末）へ問い合わせてください。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。
- ③応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 国際部公募選考担当（連絡先は巻末）まで連絡してください。

## （3）その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領および応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。

また、応募書類の返却は致しません。

### 5.3 その他

#### (1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

#### (2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

本事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際部	03-5214-8085 (A タイプ) 03-5214-7375 (B タイプ) 10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

#### (3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(4) e-Rad への入力項目について

e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように下記の対比表を参照ください。

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考	
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択してください。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 提案課題名	
	研究目的	様式 1 (i) 研究課題の目的	
	研究概要	様式 1 (j) 研究課題の概要	
	国内参画機関名	様式 1 (f) 国内参画機関名	複数機関可。
	JST 委託費総額	様式 1 (c) 研究費総額	間接経費 30%を含む。 単位：千円
	相手国の地域	—	別添 1 の 6 つの地域より選択してください。
	相手国名	様式 1 (g) 相手国	複数国可 ※実証試験等を行う相手国すべてを記載してください。

e-Rad 入力項目		提案書類の項目	備考
研究個別情報	研究代表者の連絡先（郵便番号）	様式 3 研究代表者の連絡先の郵便番号	<u>選考に関する全ての情報は、入力いただきました連絡先へ通知いたしますので入力ミス等がないようお願いいたします。</u>
	研究代表者の連絡先（所在地）	様式 3 研究代表者の連絡先の住所	
	研究代表者の連絡先（電話番号）	様式 3 研究代表者の連絡先の電話番号	
	研究代表者のメールアドレス	様式 3 研究代表者のメールアドレス	
	研究代表機関の事務連絡先のメールアドレス	様式 3 研究代表機関の事務連絡担当のメールアドレス	
応募時予算額	直接経費総額	様式 5 の 1. JST 委託研究費計画『直接経費合計』	2020 年度のみ。単位：千円
研究組織情報	研究者情報、直接経費、エフォート	様式 3 日本側研究体制『氏名』他	<u>研究代表者の情報のみ</u> を入力ください。

## Q&A・お問合せ

### 1. 事業の目的・趣旨に関する Q&A

Q 本事業への、一機関当たりの応募数制限はありますか。

A 機関ごとの応募件数の制限はありません。



## 2. JST が担当する業務に対する Q&A (主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A)

### (1) 応募の要件等について

Q 応募可能な企業の要件について教えてください。

A 日本国内に法人格を有する企業等である必要があります。

Q 企業等は研究代表機関になれますか。

A 可能です。ただし、以下にご留意ください。

- 公共性のある活動を行っている企業は研究代表機関になることができます。また、公共性のある活動を行っていない企業は、大学等との共同提案であれば、研究代表機関になることができます。

Q 企業等の参画方法について教えてください。

A 企業等は研究代表機関としての参画のほか、以下の方法で研究プロジェクトに参画することが可能です。

- a. 企業等は共同研究機関として JST と委託研究契約を結び、研究開発や社会実装等を担う機関として参画することができます。
- b. 当該企業等が JST と委託研究契約を締結しない場合も、当該企業等に所属する者が、研究代表機関、もしくは共同研究機関のメンバーとして参画することが可能です。

なお、当該企業等に所属する者が研究プロジェクトの参加者とはならない場合も、外部支援機関（アドバイザー機関や将来の社会実装を担う機関、研究開発要素を含まない検査業務等の請負機関）として連携することが可能です。

Q 企業等が参画する際の、留意点を教えてください。

A 以下にご留意ください。

- JST は、企業等との委託研究契約に先立ち、委託の可否および委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があり、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。
- 本事業は、相手国との共同研究や相手国での実証試験等が前提であり、研究の実施に加え、

研究成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち出し等において企業等所属者であっても相手国側で支障がないことをあらかじめ確認願います。

- 研究担当者（研究代表者）に対する給与等は、直接経費から支出はできません。
- 研究参加者（当該研究題目に参加するメンバー）に対する給与等は、一定の条件の下で支出することが可能です。

上記についての詳細は下記ウェブサイト「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019c301manua.pdf>

Q ポスドクは研究代表者として申請できますか。

A ポスドクは、研究代表者として申請することはできません。

Q ポスドクおよび大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。

A ポスドクおよび大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ、研究計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生及び学部生は研究員として、所定の条件（所属機関と雇用契約を締結していることなど）を満たす場合は、学生の RA 雇用経費や旅費を JST 委託研究費で支出することができます。詳細については、委託研究契約事務処理説明書等を参照ください。

Q 日本国籍を持たない研究者は研究代表者として申請できますか。

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍研究者も研究代表者として応募することは可能です。

Q 所属のない研究者の参加は可能ですか。

A 所属のない研究者を共同研究に参加させることは原則できません。研究機関が身分（客員研究員等）を付与し、その所属機関が保障と責任を持ち研究に参加させることは可能です。

Q 相手国の協力機関で研究を実施することを前提に、海外在住の日本人研究者が、研究代表者として申請できますか。

A 海外在住の日本人研究者であっても、国内の研究機関等に所属していれば申請することができます。

Q 非常勤の職員（客員研究員等）でも、研究代表者として申請できますか。

A 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能性はあります。当該非常勤職員を研究代表者として当該研究機関と契約を締結できるかは、当該研究機関と当該非常勤職員との契約内容によります。

## （2）JST からの委託研究費について

Q JST 委託研究費の用途について制限はありますか。

A 委託研究費については、下記ウェブサイト「委託研究契約事務処理説明書」に掲載していますので、用途を計画する際にご確認ください。なお、令和 2 年度版は 4 月に公開予定です。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019a301manua.pdf>（大学等）

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019c301manua.pdf>（企業等）

上記「委託研究契約事務処理説明書 共通版」との取扱いの違いや事業固有のルールを掲載した「補完版」は、下記ウェブサイトにて 2 月下旬に公開予定です。

[https://www.jst.go.jp/global/koubo\\_sdgs.html](https://www.jst.go.jp/global/koubo_sdgs.html)

## （3）研究実施体制について

Q 研究提案書類に記載した研究実施体制を、採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じることのないよう、研究提案時に慎重に検討ください。なお、研究主幹（PO）の承認のもとでの調整や変更等をお願いすることはあります。

#### 4. お問い合わせ窓口

※お急ぎの場合を除き、なるべく電子メールでお願いいたします。

本事業や公募要領の内容に関するお問合せ：

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際部

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail: [sdgs2020@jst.go.jp](mailto:sdgs2020@jst.go.jp) (Aタイプ、Bタイプ共通)

電話：03-5214-8085 (Aタイプ)、03-5214-7375 (Bタイプ)

# 別添 1 持続可能開発目標達成支援事業の対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1	アジア	インド	39	アフリカ	アルジェリア民主人民共和国	89	中 南 米	アルゼンチン共和国
2		インドネシア共和国	40		アンゴラ共和国	90		アンティグア・バーブダ
3		カンボジア王国	41		ウガンダ共和国	91		ウルグアイ東方共和国
4		スリランカ民主社会主義共和国	42		エジプト・アラブ共和国	92		エクアドル共和国
5		タイ王国	43		エスワティニ王国	93		エルサルバドル共和国
6		ネパール連邦民主共和国	44		エチオピア連邦民主共和国	94		ガイアナ共和国
7		パキスタン・イスラム共和国	45		エリトリア国	95		キューバ共和国
8		バングラデシュ人民共和国	46		ガーナ共和国	96		グアテマラ共和国
9		東ティモール民主共和国	47		カーボベルデ共和国	97		グレナダ
10		フィリピン共和国	48		ガボン共和国	98		コスタリカ共和国
11		ブータン王国	49		カメルーン共和国	99		コロンビア共和国
12		ベトナム社会主義共和国	50		ガンビア共和国	100		ジャマイカ
13		マレーシア	51		ギニア共和国	101		スリナム共和国
14		ミャンマー連邦共和国	52		ギニアビサウ共和国	102		セントクリストファー・ネイビス
15		モルディブ共和国	53		ケニア共和国	103		セントビンセント及びグレナディーン諸島
16		モンゴル国	54		コートジボワール共和国	104		セントルシア
17		ラオス人民民主共和国	55		コモロ連合	105		チリ共和国
18	中東	アフガニスタン・イスラム共和国	56	コンゴ共和国	106	ドミニカ国		
19		イラク共和国	57	コンゴ民主共和国	107	ドミニカ共和国		
20		イラン・イスラム共和国	58	サントメ・プリンシペ民主共和国	108	トリニダード・トバゴ共和国		
21		パレスチナ自治政府	59	ザンビア共和国	109	ニカラグア共和国		
22		ヨルダン・ハシエミット王国	60	シエラレオネ共和国	110	ハイチ共和国		
23	欧州	アゼルバイジャン共和国	61	ジブチ共和国	111	パナマ共和国		
24		アルバニア共和国	62	ジンバブエ共和国	112	バハマ国		
25		アルメニア共和国	63	セーシェル共和国	113	パラグアイ共和国		
26		ウクライナ	64	赤道ギニア共和国	114	バルバドス		
27		ウズベキスタン共和国	65	セネガル共和国	115	ブラジル連邦共和国		
28		カザフスタン共和国	66	タンザニア連合共和国	116	ベリーズ		
29		キルギス共和国	67	チャド共和国	117	ペルー共和国		
30		コソボ共和国	68	チュニジア共和国	118	ボリビア多民族国		
31		ジョージア	69	トーゴ共和国	119	ホンジュラス共和国		
32		セルビア共和国	70	ナイジェリア連邦共和国	120	メキシコ合衆国		
33		タジキスタン共和国	71	ナミビア共和国	121	キリバス共和国		
34		トルクメニスタン	72	ニジェール共和国	122	クック諸島		
35		ボスニア・ヘルツェゴビナ	73	ブルキナファソ	123	サモア独立国		
36		北マケドニア共和国	74	ブルンジ共和国	124	ソロモン諸島		
37		モルドバ共和国	75	ベナン共和国	125	ツバル		
38		モンテネグロ	76	ボツワナ共和国	126	トンガ王国		
		77	マダガスカル共和国	127	ナウル共和国			
		78	マラウイ共和国	128	ニウエ			
		79	マリ共和国	129	パナアツ共和国			
		80	南アフリカ共和国	130	パプアニューギニア独立国			
		81	南スーダン共和国	131	パラオ共和国			
		82	モザンビーク共和国	132	フィジー共和国			
		83	モーリシャス共和国	133	マーシャル諸島共和国			
		84	モーリタニア・イスラム共和国	134	ミクロネシア連邦			
		85	モロッコ王国					
		86	リベリア共和国					
		87	ルワンダ共和国					
		88	レソト王国					

注：①情勢により対象国は変更されることがあります。  
 ②活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。

## 別添 2 研究提案書類様式の記入要領

研究提案書類全体のページ数の制限は設けませんが、印刷したときに読みやすい字の大きさ（Windows で 10.5 ポイント相当）で、簡潔、かつ必要十分な記述となるよう心がけてください。

各ページの下部には、通しのページ番号を付けるようにしてください。

様式にある注釈、説明書き及び記載例は、実際に提出される提案書の中には必要ありませんので、作成の際に削除してください。

- ・様式1の情報は採択後に一般に公開される予定です。A4用紙2～3枚程度で記載ください。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。詳細は、公募要領の第5章を参照ください。
- ・日本国内並びに相手国の協力機関が複数参画する場合は、(f)および(h)の全ての機関名及び各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示してください。

提案課題の該当する分野に1つチェックを付けてください。

環境・エネルギー 生物資源 防災

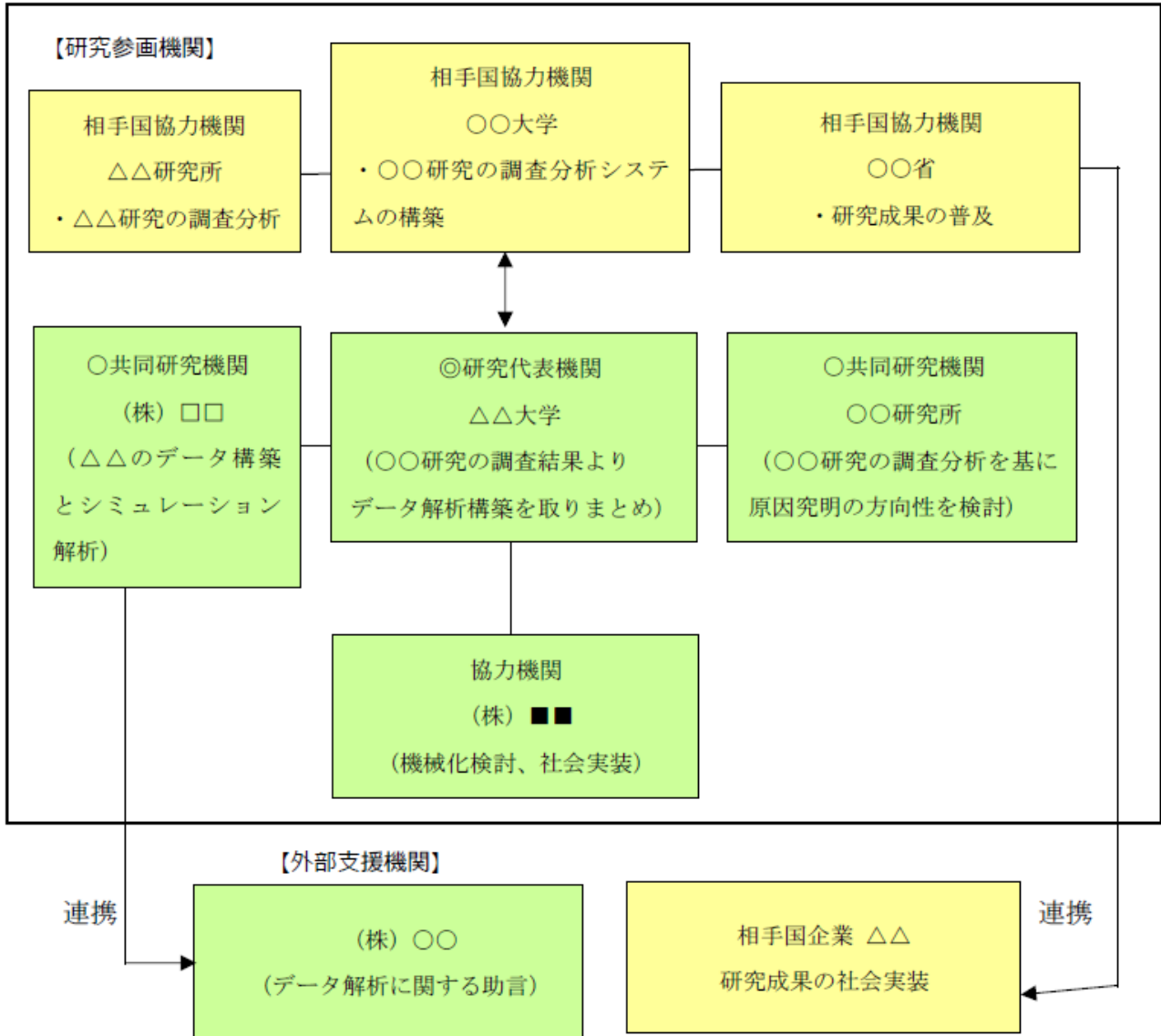
(a) 提案課題名 (日本語)	提案課題名にサブタイトルはつけないでください。
(英 語)	
(b) 研究期間	2020年4月から2021年3月
(c) 研究費総額	百の位で四捨五入して千円単位で記載ください。 総額 千円 (間接経費込)
(d) 研究代表者名及び役職	研究代表者名と役職を記載ください。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載ください。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者 <b>全ての所属機関名</b> 、専攻/研究室を記載ください。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載ください。 (相手国が複数の場合は全ての国を記載ください。)
(h) 相手国協力機関名	相手国の協力機関名を日本語・英語併記で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません(英語限定)。
(i) 研究課題の目的	(250字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。
(j) 研究課題の概要	(250字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

### 実施体制概念図

日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制が明確に示されるよう留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入ください。なお、下記の図は一例であり、必ずしも外部支援機関を含める必要はありません。



※日本側の研究体制について、下記の分類記号を記入してください。

研究代表機関・・・◎

JSTと委託研究契約を結ぶ参画機関（共同研究機関）・・・○

JSTと委託研究契約を結ばない参画機関・・・(無し)

※日本側の研究参画機関に含まれる全ての機関について、様式3に記載ください。

・必要に応じて図や表も用いてください。なお、評価はモノクロ印刷で行いますので、モノクロ印刷でも識別できる図や表をお願いします。



様式2は10.5ポイント以上の文字を使用し、A4用紙8ページ以内で記述してください。

なお、公平性の観点から、8ページを超えるものは、要件不備として評価の対象といたしません。また、8ページに収めるために元から様式にある図表や文字のサイズを小さくしたり、行間を狭くしたり、2ページ分を1ページに縮小(2in1)したりすることも認められません。

## I 本研究提案の背景

- ・本研究構想が対象としている国際的な課題(未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利益、国際的な動向等)、および本研究構想が、その課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、社会実装に向けた障壁緩和の実現可能性も含めて記載ください。
- ・本研究構想が、相手国のどのようなニーズに対して貢献することが可能か、相手国の社会・経済や科学技術の背景、相手国の協力機関の体制、能力等を踏まえた現状と問題点、支援の必要性・有効性等も含めて具体的に記載ください。

## II 本研究提案の目的

### 1. 目的

- ・本研究構想の具体的な成果目標、プロジェクト終了後の成果として最終的に目指す「もの」・「こと」、科学技術の発展や科学技術政策への貢献について具体的に記載ください。
- ・「第5期科学技術基本計画」等、我が国の主な科学技術政策の実現に関する貢献度等の観点も可能な限り含め記載ください。

### 2. 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

- ・本プログラムの研究課題には、国連が定めたSDGs(持続可能な開発目標)への積極的な貢献が期待されています。SDGsへの貢献について、17のSDGsのうち、最も関係する目標(複数可)を明記のうえ、それらへの貢献についてできるだけ具体的・定量的に記載してください。(数行程度)
  - ・参考：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270588.pdf>

## III 本研究提案の内容

### 1. 実施計画(活動)

- ・研究題目ごとの活動が分かるように記載ください。
- ・研究のマイルストーン(研究の達成度の判断基準となる進捗目標)を含めて記載ください。
- ・(JST側との契約はありませんが)相手国の協力機関が行う予定の具体的な活動内容も可能な限り含めてください。
- ・社会実装に至るまでの計画(内容、時期、手段と実現の見通し)や、キャパシティ・ディベロップメント(我が国及び相手国の協力機関の組織、個人の能力開発、外部連携構築等)に関する計画(目標、活動)も含めてください。
- ・社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国公的機関等の参画についても記載ください。
- ・研究成果を社会実装につなげるための必要な条件、社会実装にあたって現時点で予測される課題等とその解決策案も含めて記載ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

## 2. 研究題目ごとの分担及び内容等について

研究題目・活動	リーダー氏名 ・所属	研究の目的及び内容
1. 研究題目 1		
1-1 研究活動 1-1		
1-2 研究活動 1-2		
2. 研究題目 2		
2-1 研究活動 2-1		
2-2 研究活動 2-2		
3. 研究題目 3		
3-1 研究活動 3-1		
3-2 研究活動 3-2		
3-3 研究活動 3-3		

## 3. 国際コーディネーターの活動内容

- ・国際コーディネーター予定者（氏名・所属・役職）：
- ・国際コーディネーターが担当する業務および渡航計画を含む活動計画を具体的に記載してください。

## 4. 日本側投入研究資源

- ・日本の研究従事者、日本からの在外研究員派遣の人数、日本への招へい外国人研究員受入の人数、主たる機材の内容と種類（日本国内機材、相手国側へ設置する機材を分けて）ならびに具体的な導入スケジュール（例：「●●年●●月頃に●●へ導入予定」）などを記載ください。
- ・相手国への出張・滞在理由および日本への外国人研究員受入の目的と主な活動内容等も含めて記載ください。

## 5. 相手国側投入研究資源

- ・実証試験等を行うにあたり、相手国において投入予定の研究者、職員の人数や実験室の設備等について記載ください。

## 6. 研究基盤及び準備状況

### (1) これまでの研究基盤

#### (1-a) これまでの研究の経緯と成果

- ・本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や研究提案者自身（及び必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果等を記載ください。

#### (1-b) 論文・著書リスト（著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年）

- ・本研究実施体制に含まれる研究者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡ってプロジェクト全体で最大10件まで記入してください。

#### (1-c) 関連特許リスト（出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日）

- ・近年に研究参加者が出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、プ

プロジェクト全体で最大 10 件まで記入してください。

(2) 相手国の協力機関との準備状況（内諾・調整の状況）

- ・相手国の協力機関の選定理由、また、相手国の協力機関のインフラ整備状況等、相手国の協力機関の研究基盤及び相手国行政機関等との連携状況を記載ください。既に相手国の協力機関と協定を締結している場合には、協定の内容及び交流状況等を記載ください。

(3) 倫理的配慮

- ・本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の要否と審査状況を記載ください。

(4) 遺伝資源の取扱いについての検討・準備状況

- ・プロジェクトで相手国を含め海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用する際は、国際ルール及び国内外の法令等※に照らして研究開発の推進上必要と判断される具体的な措置、相手国の協力機関及び関連省庁等との対応状況について記載してください。

※生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、並びに遺伝資源の提供国及び利用国の法令等が該当します。詳細は p.75 やウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/global/iden.html>) をご確認ください。

(5) 知的財産等の取扱いについての検討状況

- ・研究成果の帰属、研究成果の実施等についての相手国の協力機関との打ち合わせ状況を記載ください。

※研究成果の確実な確保を目的とした知財マネジメントにご留意ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

【Aタイプ】様式3 日本側研究実施体制

- ・日本側から研究チームに参加予定の研究者の氏名、研究者番号、所属、役職、現在の専門、性別、年齢、エフォート、担当する研究題目、SATREPS、SICORP 等関連課題への参加経験について記述してください。
- ・日本側の参加者の要件は、国内の研究機関に所属していることです。
- ・種別欄には右記の分類記号を記入してください。 研究代表者・・・◎  
主たる共同研究者・・・○
- ・本リストの研究代表者と主たる共同研究者は、様式2および5の研究代表者（研究代表機関）と主たる共同研究者（共同研究機関）と整合性をとるようにしてください。

1. 日本側研究チームの研究参加者リスト

種別	氏名 (研究者番号*1)	所属機関、 部局、 役職	現在の専門、 性別	年齢 ※令和2年 4月1日現在	エフォ ート*2	担当する 研究題目	関連課題参加経 験(ある場合は該 当する研究課題 名を明記)
◎	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	△△大学 △△△学部 △△△学科 教授	森林科学 男性		〇〇%	研究全体 の総括及 び□□の ××	
○	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	□□大学 准教授	水圏生命科学 女性		〇〇%	△△	
	〇〇 〇〇〇 (XXXXXX XX)	〇〇研究所 主任研究員			〇〇%	☆☆	
	研究員 A (XXXXXX XX*3)	△△大学 △△△学部 △△△学科 ポスドク		*3	〇〇%	□□の× ×	

\*1 e-Rad に登録している研究者番号を記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。

\*2 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

\*3 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。

## 2. 日本側研究代表者

日本側研究代表者について下記内容につき、記載ください。

氏名（フリガナ）		
研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載ください	
生年月日	西暦 19 年 月 日（2020年4月1日時点 歳）	
所属機関名		
所属機関コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載ください	
部署 役職		
学歴 （大学卒業以降）	（記入例） 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 （指導教官：〇〇〇〇教授） 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 （指導教官：〇〇〇〇教授）	
研究歴 （主な職歴と 研究内容）	（記入例） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事	
現職位における定年年 齢（予定）	才	
本人連絡先	住所	〒
	TEL	
事務連絡担当者	FAX	
	E-mail	
	担当者氏名 （フリガ ナ）	
	所属機関名	
	部署	
	役職	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

【Aタイプ】様式4 他制度での助成等の有無

・研究代表者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性等を明記してください。

・事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、研究の中止又は減額配分とすることがあります。

研究代表者：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>(1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>(2)</sup> (期間全体) ② " (R2年度) (千円)	研究期間	役割 <sup>(3)</sup> (代表者/分担者)	エフ ォ ー ト <sup>(4)</sup>	ステータス (実施中/ 申請中)	提案課題との相違点・関連性
持続可能開発目標達成支援事業(本提案課題)	○○○ ○○	①50,000千円 ②50,000千円	R2	代表	30%	(申請中)	/
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○ ○○	①100,000千円 ②20,000千円	H29-R4	代表	30%	実施中	○○○○○ ○○○○○
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム	○○○ ○○	①100,000千円 ②25,000千円	H27-R2	分担	10%	実施中	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○
社会システム改革と研究開発の一体的推進	○○○ ○○	①32,000千円 ②8,000千円	R2-R6	分担	5%	(申請中)	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○

- (1) 一番上に本提案課題を記載してください。続けて、現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- (2) 「研究費」は、本人が受給している金額(間接経費含む)を記載してください。
- (3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- (4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください(総合科学技術会議における定義による)。本プログラムに採択されると想定した場合のものを記載してください。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>(1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>(2)</sup> (期間全体) ② # (R2年度) (千円)	研究期間	役割 <sup>(3)</sup> (代表者/分担者)	エフォート <sup>(4)</sup>	ステータス (実施中/ 申請中)	提案課題との 相違点・関連性
持続可能開発目標達成支援事業(本提案課題)	○○○○○ ○	①40,000千円 ②40,000千円	R2	分担	10%	(申請中)	
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム	○○○○○ ○	①80,000千円 ②30,000千円	H29 -R4	分担	15%	実施中	○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○ ○	①70,000千円 ②25,000千円	H29 -R3	代表	10%	実施中	○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○
社会システム改革と研究開発の一体的推進	○○○○○ ○	①32,000千円 ②8,000千円	R1 - R4	分担	5%	実施中	○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○

※主たる共同研究者の数に応じ、表を追加してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

【Aタイプ】様式5 研究費計画

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・費目別の JST 委託研究費計画を記入してください。</li><li>・JST 委託研究費で執行可能な用途については、公募要領を参照してください。</li><li>・採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととは限りません。</li></ul> |
|--|

### 1. JST 委託研究費計画

	研究代表機関名 (代表者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	合計 (千円)
設備費					
材料・消耗品費					
旅費					
人件費・謝金					
その他					
直接経費小計 (千円)					
間接経費※1 (千円)					
合計(千円)					

※1 間接経費は、原則、直接経費の30%として、委託研究費に含めることが可能です。その場合、  
(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出ください。

\* 消費税込みで積算してください。

\* 共同研究機関の数に応じて列を追加して作成してください。共同研究機関の数が多い場合、  
表を横向きで作成頂いても構いません。

### 2. 国外機関へ委託する業務およびその費用

#### ・旅費

国外機関に所属する研究参加者にかかる旅費について、案件ごとに『用務内容・単価・回数・人数』  
を記載してください。

記載例：サイトでのサンプル収集・¥10,000・4回・5人

○○学会での口頭発表・¥500,000・2回・2人

#### ・人件費・謝金

国外で支出する人件費および謝金について、人件費に関しては『機関における雇用名称・単価・人  
数・雇用期間・エフォート率』を、謝金に関しては『業務内容・単価・人数・雇用期間』記載して  
ください。

\* 人件費の支出対象は JST と委託研究を結ぶ国内機関が直接雇用する者のみとなります。

記載例：(人件費) 特任研究員・¥4,500,000 (年俸)・1人・1年間・50%

(謝金) 試作品テスター・¥5,000 (日当)・20人・1日

#### ・その他

相手国内機関に対し研究開発要素を含まない請負業務を委託する場合、その『業務内容・費用を  
記載してください。』

記載例：圃場の維持管理・¥1,000,000



- ・様式1の情報は採択後に一般に公開される予定です。A4用紙2～3枚程度で記載ください。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。
- ・日本国内にある複数の研究機関が参画する場合は、(f)および(h)の全ての機関名及び各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示してください。

提案課題の該当する分野・領域に1つチェックを付けてください。

環境・エネルギー 生物資源 防災

(a) 提案課題名 (日本語)	提案課題名にサブタイトルはつけないでください。
(b) 研究期間	令和 年 月～令和 年 月
(c) 研究費総額	百の位で四捨五入して千円単位で記載ください。 総額 千円 (間接経費込)
(d) 研究代表者名及び役職	研究代表者名と役職を記載ください。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載ください。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者 <b>全ての所属機関名</b> 、専攻/研究室を記載ください。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載ください。 (相手国が複数の場合には全ての国を記載ください。)
(h) 相手国機関名	相手国機関名を日本語・英語併記で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません(英語限定)。相手国機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載ください。
(i) 研究課題の目的	(250字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。
(j) 研究課題の概要	(250字以内) ※英語で記載する場合は、日本語の対訳を併記ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

**実施体制概念図**

日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制が明確に示されるよう留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入ください。

※日本側の研究参画機関に含まれる全ての機関について、様式3に記載ください。

- ・必要に応じて図や表も用いてください。なお、評価はモノクロ印刷で行いますので、モノクロ印刷でも識別できる図や表をお願いします。
- ・様式2は10.5ポイント以上の文字を使用し、A4用紙6ページ以内で記述してください。なお、公平性の観点から、6ページを超えるものは、要件不備として評価の対象といたしません。また、6ページに収めるために元から様式にある図表や文字のサイズを小さくしたり、行間を狭くしたり、2ページ分を1ページに縮小(2in1)したりすることも認められません。

## I 本研究提案の背景

- ・本研究構想が対象としている国際的な課題（未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利益、国際的な動向等）、および、本研究構想が、その課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、将来的な社会実装への道筋も含めて記載ください。

## II 本研究提案の目的

### 1. 目的

- ・本研究構想の目的を具体的に記載してください。「第5期科学技術基本計画」等、我が国の主な科学技術政策の実現に関する貢献度等の観点も可能な限り含め記載ください。

### 2. 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

- ・本プログラムの研究課題には、国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標）への積極的な貢献が期待されています。
- ・SDGsへの貢献について、17のSDGsのうち、最も関係する目標（複数可）を明記のうえ、それらへの貢献についてできるだけ具体的に記載してください。
- ・参考：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270588.pdf>

## III 研究提案の内容

### 1. 研究提案の概要

- ・本研究の概要、実施計画について、図表などを用いて、分かりやすい表現で具体的に記載してください。
- ・途上国でのSDGs達成への貢献、社会実装への明確な道筋を明確に記載してください。
- ・国際コーディネーターがいる場合には、位置づけや役割等を記載してください。

### 2. 研究基盤及び準備状況

#### (1) これまでの研究基盤

##### (1-a) これまでの研究の経緯と成果

- ・本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や研究提案者自身（及び必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果等を記載ください。

##### (1-b) 論文・著書リスト（著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年）

- ・本研究実施体制に含まれる研究者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡ってプロジェクト全体で最大10件まで記入してください。

##### (1-c) 関連特許リスト（出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日）

- ・近年に研究参加者が出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、プロジェクト全体で最大10件まで記入してください。

#### (2) 相手国の協力機関との準備状況（内諾・調整の状況）

- ・相手国の協力機関の選定理由、また、相手国の協力機関のインフラ整備状況等、相手国の協力機関の研究基盤及び相手国行政機関等との連携状況を記載ください。既に相手国の協力機関と協定を締結している場合には、協定の内容及び交流状況等を記載ください。

(3) 倫理的配慮

- ・本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の要否と審査状況を記載ください。

(4) 遺伝資源の取扱いについての検討・準備状況

- ・プロジェクトで相手国を含め海外の遺伝資源（関連する伝統的知識を含む）を取得又は利用する際は、国際ルール及び国内外の法令等※に照らして研究開発の推進上必要と判断される具体的な措置、相手国研究機関及び関連省庁等との対応状況について記載してください。

※生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、並びに遺伝資源の提供国及び利用国の法令等が該当します。

(5) 知的財産等の取扱いについての検討状況

- ・研究成果の帰属、研究成果の実施等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載ください。

※研究成果の確実な確保を目的とした知財マネジメントにご留意ください。

(6) 利益相反についての検討状況

公募要領「2.8.3 利益相反マネジメントの実施」を参照の上、「PI に関する機関」を参画機関とする場合、もしくは JST の出資先企業を参画機関とする場合には、この欄に申告ください。

- ・日本側から研究チームに参加予定の研究者の氏名、研究者番号、所属、役職、現在の専門、性別、年齢、エフォート、担当する研究題目について記述してください。
- ・日本側の参加者の要件は、国内の研究機関に所属していることです。
- ・種別欄には右記の分類記号を記入してください。 研究代表者・・・◎  
主たる共同研究者・・・○

## 1. 日本側研究チームの研究参加者リスト

種別	氏名 (研究者番号*1)	所属機関、 部局、 役職	現在の専門、 性別	年齢 ※令和2年 4月1日現在	エフォート*2	担当する 研究題目	備考
◎	○○ ○○○ (XXXXXX XX)	△△大学 △△△学部 △△△学科 教授	森林科学 男性		○○%	研究全体 の総括及 び□□の ××	
○	○○ ○○○ (XXXXXX XX)	□□大学 准教授	水圏生命科学 女性		○○%	△△	
	○○ ○○○ (XXXXXX XX)	○○研究所 主任研究員			○○%	☆☆	
	研究員 A (XXXXXX XX*3)	△△大学 △△△学部 △△△学科 ポスドク		*3	○○%	□□の× ×	

\*1 e-Rad に登録している研究者番号を記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。

\*2 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

\*3 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。

## 2. 日本側研究代表者

日本側研究代表者について下記内容につき、記載ください。

氏名 (フリガナ)		
研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載ください	
生年月日	西暦 19 年 月 日 (2020 年 4 月 1 日時点 歳)	
所属機関名		
所属機関コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載ください	
部署 役職		
学歴 (大学卒業 以降)	(記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)	
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事	
現職位における定年 年齢 (予定)	才	
本人連絡先	住所	〒
	TEL	
事務連絡担当者	FAX	
	E-mail	
	担当者氏名 (フリガ ナ)	
	所属機関名	
	部署	
	役職	
	住所	〒
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

【Bタイプ】様式4 他制度での助成等の有無

- ・研究代表者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性等を明記してください。
- ・事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、研究の中止又は減額配分とすることがあります。

研究代表者：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>(1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>(2)</sup> (期間全体) ②〃 (R2年度) (千円)	研究期間	役割 <sup>(3)</sup> (代表者/分担者)	エフ ォー ト <sup>(4)</sup>	ステータス (実施中/ 申請中)	提案課題との相違点・関連性
持続可能開発目標達成支援事業 (本提案課題)	○○○ ○○	①50,000千円 ②50,000千円	R2	代表	30%	(申請中)	
	○○○ ○○	①100,000千円 ②20,000千円	H29-R4	代表	30%	実施中	○○○○○ ○○○○○
	○○○ ○○	①100,000千円 ②25,000千円	H27-R2	分担	10%	実施中	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○
	○○○ ○○	①32,000千円 ②8,000千円	R2-R6	分担	5%	(申請中)	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○

- (1) 一番上に本提案課題を記載してください。続けて、現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- (2) 「研究費」は、本人が受給している金額(間接経費含む)を記載してください。
- (3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- (4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください(総合科学技術会議における定義による)。本プログラムに採択されると想定した場合のものを記載してください。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>(1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>(2)</sup> (期間全体) ② # (R2年度) (千円)	研究期間	役割 <sup>(3)</sup> (代表者/分担者)	エフォート <sup>(4)</sup>	ステータス (実施中/ 申請中)	提案課題との 相違点・関連性
持続可能開発 目標達成支援 事業(本提案 課題)	○○○○ ○	①40,000千円 ②40,000千円	R2	分担	10%	(申請中)	
	○○○○ ○	①80,000千円 ②30,000千円	H29 -R4	分担	15%	実施中	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○
	○○○○ ○	①70,000千円 ②25,000千円	H29 -R3	代表	10%	実施中	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○
	○○○○ ○	①32,000千円 ②8,000千円	R1 - R4	分担	5%	実施中	○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○

※主たる共同研究者の数に応じ、表を追加してください。



- ・費目別のJST委託研究費計画を記入してください。
- ・JST委託研究費で執行可能な用途については、公募要領を参照してください。
- ・採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととなるとは限りません。

## 1. JST 委託研究費計画

	研究代表機関名 (代表者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	共同研究機関名 (共同研究者氏名)	合計 (千円)
設備費					
材料・消耗品費					
旅費					
人件費・謝金					
その他					
直接経費小計 (千円)					
間接経費※1 (千円)					
合計(千円)					

※1 間接経費は、原則、直接経費の30%として、委託研究費に含めることが可能です。  
その場合、(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出ください。

\* 消費税込みで積算してください。

\* 共同研究機関の数に応じて列を追加して作成してください。共同研究機関の数が多い場合、表を横向きで作成頂いても構いません。

## 2. 国外機関へ委託する業務およびその費用

上記表に含まれる金額の内、国外機関に業務委託する際には、その詳細を以下に記載してください。

### ・旅費、謝金

旅費については、以下に詳細を記載してください。例えば旅費の総額が100万円(国内機関に所属する研究参加者にかかる旅費が60万円、国外の研究者にかかる旅費が40万円)の場合には、国外の研究者にかかる旅費40万円の詳細を記載してください。

### 【旅費】

記載例：〇〇学会での口頭発表・¥100,000・2回・2人

### 【謝金】

### ・その他

上記以外であればここに詳細を記載してください。